

『関西英語教育学会誌』（KELES Journal）発行規程

（2026 年 7 月 12 日改定）

第 1 条（名称等） 関西英語教育学会学会誌として、『関西英語教育学会誌』（KELES Journal）を毎年刊行する。

第 2 条（掲載論文等） 本学会誌に掲載する論文は、依頼論文、および、投稿論文とする。論文以外に研究ノートに掲載することができる。

第 3 条（投稿論文種別） 本学会誌において受理する投稿論文は、次の 2 種類とする。ただし、すべての論文は、投稿時において、印刷物ならびに電子媒体物として未公表のものとする。

- (1) 研究大会発表論文：当該年次の関西英語教育学会研究大会、および全国英語教育学会研究大会において口頭で発表（自由研究発表、シンポジウム、ワークショップ等）した内容に基づく論文
- (2) 新規投稿論文：上記以外の論文

第 4 条（投稿論文内容） 本学会誌に掲載する投稿論文は、英語教育および広く言語教育に関する理論的・実証的研究論文とする。

第 5 条（研究ノート） 英語授業実践に関する報告は、研究ノートとする。

第 6 条（論文審査） すべての投稿論文は、編集委員会が委嘱する学会内外の複数の論文審査委員によって匿名式で審査される。審査結果は編集委員会がとりまとめ、「採択」、「修正条件付採択」、「不採択」のいずれかとして投稿者に通知される。修正条件付採択論文は、所定の期間内に一定の修正を行い、編集委員会が認めた場合に採択される。

第 7 条（採用数） 本学会誌には、論文および研究ノートを掲載する。

第 8 条（投稿者資格） 投稿は、投稿日現在において、当該年度の関西英語教育学会の会員資格を有する者に限られる。筆頭著者に限らず、すべての著者にこの原則が適用される。

第 9 条（掲載費用） 投稿者は、論文が採択された場合、所定の掲載費用を負担する。

付則 この規定は、2006（平成 18）年 7 月 22 日の幹事会において承認されて、施行される。この規定は、2007（平成 19）年 3 月 11 日の幹事会において改正された。改正規定は同日よ

り施行する。

この規定は、2011（平成 23）年 6 月 4 日の総会において承認されて、施行される。

この規定は、2024（令和 6）年 7 月 22 日の幹事会において改正された。改正規定は同日より施行する。

この規定は、2026（令和 8）年 7 月 12 日の幹事会において改正された。改正規定は同日より施行する。